

市役所開庁時間

■月～金曜日/午前9時～午後5時30分
 ■土曜開庁日/午前9時～午後0時
 第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。取り扱えない業務もあるので、事前に問い合わせてください。

12月の土曜開庁日 **2日** **16日**

☎公共施設連絡先
 かけ間違いにご注意ください

- 市役所 (代表) ☎072-366-0011
※直通電話番号は、各記事の問い合わせて確認してください
- 大阪狭山水道センター (水道お客様センター) ☎072-349-9476
- ニュータウン連絡所 ☎072-366-0011
- 市立コミュニティセンター ☎072-366-0077
- SAYAKA ホール ☎072-365-8700
- 市立公民館 ☎072-366-0070
- 図書館 ☎072-366-0071
- 保健センター ☎072-367-1300
- さやま荘・さつき荘 ☎072-366-2022
- シルバー人材センター ☎072-366-2277
- 狭山池博物館・郷土資料館 ☎072-367-8891
- 総合体育館 ☎072-365-5250
- 池尻体育館 ☎072-365-7303
- ふれあいスポーツ広場 ☎072-368-2081
- 社会教育センター ☎072-368-0121
- 市民ふれあいの里 ☎072-366-1616
- 社会福祉協議会 ☎072-367-1761
- 堺市大阪狭山消防署 ☎072-366-0055
- 消防署ニュータウン出張所 ☎072-368-0119
- 市民活動支援センター ☎072-366-4664
- 基幹相談支援センター ☎072-365-1144
- 権利擁護支援センター ☎072-368-2111
- 地域包括支援センター ☎072-368-9922
- ニュータウンサテライト ☎072-366-5566
- 生活サポートセンター ☎072-368-9955
- きらっとぴあ (男女共同参画推進センター) ☎072-247-7047
- ぼっぼえん (子育て支援センター) ☎072-360-0022
- UPっぴ (子育て交流ひろば) ☎072-360-4320
- UPっぴ (世代間交流ひろば) ☎072-360-4321
- 富田林保健所 ☎0721-23-2681
- 黒山警察署 ☎072-362-1234

☀️ 夕方は早めのライト点灯を
 歩行者は、衣類・靴に反射材をつけましょう
 問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234

毎月20日はノーマイカーデー
 公共交通機関を利用しましょう
 問い合わせ 土木グループ ☎366-0011

、防災行政無線の内容を電話で聞けます /
防災行政無線放送テレホンサービス
 フリーダイヤル ☎0120-367-707

相談内容 ☎=予約制	とき (指定日以外の休日を除く)
市民相談・人権いろいろ相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
☎弁護士による無料法律相談(オンライン相談可)	水曜日午後1時～4時 ※13日は女性弁護士
☎司法書士による無料相談(オンライン相談可)	18日(月)午後1時～4時
☎人権擁護委員による相談	21日(木)午後1時～4時
☎行政相談	11日(月)午後1時～4時
市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011・FAX366-0051	
☎専門の女性カウンセラーによる女性のための相談 女性を対象 ※性自認が女性も可、オンライン相談可	4日(月)・12日(火)午後1時～4時、16日(土)午前9時30分～午後0時30分、26日(火)午前10時30分～午後1時30分
電話相談「女性のためのよりそいホットライン」 (必要な人に生理用品を提供しています)	火曜日・11日(月)・25日(月)午前10時～午後5時(午後4時30分まで受け付け) 相談専用電話番号 ☎090-2112-3970
きらっとぴあ ☎247-7047	
DV相談専用ダイヤル	月～金曜日午前9時30分～午後5時30分
市民相談・人権啓発グループ ☎349-8819	
児童家庭相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、2日(土)・16日(土)午前9時～午後0時
☎ひとり親家庭相談	子育て支援グループ ☎349-8016 (児童家庭相談)、☎349-8015 (ひとり親家庭相談)
ひとり親家庭相談	2日(土)・16日(土)午前10時～午後0時
身体障がい者相談	8日(金)午後1時～4時
さつき荘 ☎366-2022・FAX366-0880	
知的障がい者(児)相談(電話相談)	16日(土)午後1時～2時
高嶋 ☎0743-25-8131	
電話・面接育児相談	月～金曜日午前9時～午後5時
市立こども園 ☎366-0080	
☎発達サポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつなGo!」	月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時
ぼっぼえん ☎360-0022	
妊婦および未就学児の子育てに関する相談(予約可)	月～金曜日午前10時～午後5時
ぼっぼえん ☎360-0022、電子メール (poppoen@city.osakasayama.osaka.jp) も可 UPっぴ(子育て交流ひろば) ☎360-4320、電子メール (upp@city.osakasayama.osaka.jp) も可	
☎消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後0時・午後0時45分～4時
消費生活センター ☎366-2400 (産業振興・魅力創出グループ内)	
☎社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)	19日(火)午後1時～4時
産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011	
☎就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)	月～金曜日午前9時～午後5時
地域就労支援センター ☎366-6789 (産業振興・魅力創出グループ内)	
☎若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)	6日(木)・20日(火)午前10時～午後0時
南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441	
☎進路・教育相談	月～金曜日午前9時～午後5時
☎専門家による特別教育相談	12日(火)午後2時～5時
☎進路選択支援相談	18日(月)・19日(火)午後5時30分～8時
教育支援センターフリースクールみ・ら・い ☎368-0909、学校教育グループ ☎366-0011	
介護電話相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、2日(土)・16日(土)午前9時～午後0時(ニュータウンサテライトのみ)
地域包括支援センター ☎365-2941、ニュータウンサテライト ☎366-5566	
心配ごと相談(日常生活における悩みの相談)	4日(月)・18日(月)午後1時～4時
社会福祉協議会 ☎367-1761	
コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
社会福祉協議会(本荘・山原・廣瀬) ☎367-1761	
障がい者(児)相談支援事業所による障がい者(児)相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病・障がい児) ☎365-1144、相談支援センター(ばるばる(身体・知的・難病・障がい児) ☎368-8666、地域活動支援センターいーず(精神) ☎367-3990	
精神保健福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ ☎349-9409	
きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ FAX366-9696	
生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)	月～金曜日午前9時～午後5時30分
生活サポートセンター ☎368-9955	

福祉

さやりんおれんじカフェ

- カフェ一覧 ※いずれも利用料100円**
 - さくらあつたかカフェ☎288-4381**
とき 10日(日)午後2時～4時 ところ さくらの杜・半田(半田三丁目)
 - げんきカフェ☎366-6535**
とき 13日(水)午後2時～4時30分 ところ げんき館(茱萸木三丁目)
 - カフェおもちゃ館☎365-6688**
とき 26日(火)午後1時～3時 ところ リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)
 - くみのきカフェ☎368-2772**
とき 月～金曜日午後2時～4時 ところ 特別養護老人ホームくみのき苑(東茱萸木四丁目)
 - カフェ笑(しょう)☎320-8268**
とき 3日(日)・17日(日)午前10時～午後2時 ところ デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円
 - 里カフェ☎365-5878**
とき 14日(水)・28日(水)午後1時～4時 ところ 介護老人保健施設さやまの里(若室二丁目)
- 問い合わせ 高齢介護グループ☎349-9416

難病とつきあうよりあい

とき 20日(水)午後2時～4時 ところ さつき荘・会議室 対象 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) 内容 患者や家族同士の交流
問い合わせ 社会福祉協議会☎367-1761

脳卒中の後遺症とつきあう交流会

とき 21日(水)午後2時～4時 ところ さつき荘 対象 脳卒中の後遺症を持つ人と家族 内容 当事者や家族同士の情報交換 参加費 250円 ※見学無料
問い合わせ ほっこり仲間の会(岸上☎090-8200-3294)、社会福祉協議会☎367-1761

＼カフェさつきの営業日／

とき 6日(水)・20日(水)午前11時～午後2時 ところ さつき荘 メニュー さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動やカフェさつきのボランティアを募集しています。

問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」☎366-2022・FAX366-0880

STOP コロナ差別!! コロナいじめ!! #正しい理解を #差別はやめよう

3日(日)～9日(土)は障がい者週間です

＜障害者差別解消法＞平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」の実現をめざしています。

●**不当な差別的取り扱いの禁止** 行政や事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり制限したりすることを禁止しています ●**「合理的配慮」の提供** 障がいのある人から、困っていることを取り除いてほしいと求められたとき、負担になりすぎない範囲で解決するために工夫することを求めています

問い合わせ 福祉グループ☎349-9407

税

税理士による無料税務相談

所得税、相続税や経理などの相談ができます。

とき	ところ
5日～21日の火・木曜日	富田林納税協会(富田林市若松町西/近鉄長野線「富田林駅」下車)
7日(水)・21日(水)	市役所

※午後1時～4時(1人30分程度) 申し込み・問い合わせ 電話で近畿税理士会富田林支部☎0721-25-6250

確定申告はスマートフォンで

スマートフォンなどからe-Taxを利用すれば、自宅で申告書の作成・送信が可能です。「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」が必要です(スマートフォンはマイナンバーカード読み取り対応のものがが必要です)。「ID・パスワード」は、本人確認書類(運転免許証など)を持って、近くの税務署で発行手続きをしてください。

問い合わせ 富田林税務署☎0721-24-3281

25日(月)は固定資産税・都市計画税の第4期分の納期限

忘れないよう納付書裏面に記載されている金融機関(二次元バーコード記載の納付書は共通納税対応金融機関の窓口で納付できます)、コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済のほか、地方税お支払いサイトを經由して納めてください。税金を滞納すると督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さ

えなどの滞納処分を行う場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、市役所税務グループへ納付方法を相談してください。

問い合わせ 税務グループ☎349-9400

事業用資産を所有している人へ

～償却資産の申告が必要です～

固定資産税は、土地や家屋などの不動産だけでなく、会社や個人が事業用に所有している備品や機器、構築物などの償却資産にも課税されます。償却資産は申告が必要です。市内の事業者は、今月中に申告書などを送付します。書類が届かない場合は、市役所税務グループへ連絡してください。資産の有無にかかわらず、令和6年1月1日現在の状況を、1月31日(水)までに申告してください。また、市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットでの申告も受け付けています。

問い合わせ 税務グループ☎349-9401

国税相談専用ダイヤルが始まりました

11月1日から、国税に関する一般的な相談などを受け付ける全国統一の専用ダイヤル(ナビダイヤル☎0570-00-5901)を開始しました。

問い合わせ 富田林税務署☎0721-24-3281

まちづくり

農地を耕作目的以外で利用する場合は許可が必要です

農地を転用するときは、農業委員会への手続きをしてください。一時的に利用する場合も対象です。申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

無断で農地転用をした場合は、農地法違反となり、原状回復命令を受けることがあります。

また、違反転用者は3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金に処せられる場合があります。

問い合わせ 農業委員会事務局☎366-0011

12月は税込確保重点月間

納期限内に納税した人との公平性確保のため、滞納者に催告や財産の差し押さえなどを行います。

問い合わせ 大阪府南河内府税事務所☎0721-25-1131

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付は期限内に

保険料を滞納すると、医療機関への支払いに重大な支障をきたします。必ず期限内に納めましょう。なお、滞納が続くと有効期限の短い短期被保険者証を交付することがあります。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9472

国民健康保険

特定健康診査を受けましょう

国民健康保険に加入している人の特定健康診査の受診期間は、令和6年3月31日(日)(75歳になる人は誕生日の前日)までです。人間ドックとの併用受診はできません。受診者には、過去3年間の健診結果アドバイス冊子と5,000円分のさやりんポイントカードを郵送します。

また、大阪府の「おおさか健活マイレージアスマイル」では、国民健康保険に加入している人が、特定健康診査を受診した場合、初年度は3,000円(2年目以降は1,000円)分のポイントを付与しています。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471、おおさか健活マイレージアスマイル事務局 ☎06-6131-5804

国民年金

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

1月1日~12月31日に納付した国民年金保険料は、所得税と市市民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象です。社会保険料控除を受けるには、1月1日~9月30日に国民年金保険料を納付した人に送付する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。年末調整や確定申告の際には必ず添付してください。10月1日~12月31日に今年初めて国民

やめよう、滞納

市では12月を「滞納整理強化月間」とし、市税などの公金について、期限内に納付している人との公平性確保のため、集中的に滞納者への催告や財産の差し押さえなどを行います。特別な事情で納付できない場合は、各窓口で相談してください。

問い合わせ 税務グループ、保険年金グループ、高齢介護グループ、保育・教育グループ ☎366-0011

大阪・関西万博の前売りチケットが販売開始

大阪・関西万博では、150を超える国や地域、国際機関が参加します。多種多様なパビリオンやイベントを通じ、「未来」を体感してみませんか。チケットの種類や金額など、詳しくは(公社)2025年日本国際博覧会協会ホームページを確認してください。

開催期間 令和7年4月13日(日)~10月13日(祝) **ところ** 大阪・夢洲

問い合わせ 内閣官房国際博覧会推進本部事務局 ☎03-3519-3613



年金保険料を納付した人には、令和6年2月上旬に送付します。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えられます。家族あてに送付した控除証明書を添付して申告してください。また、「ねんきんネット」に登録している人は、マイナポータルとの連携と電子送付の希望登録の両方を行うと控除証明書を電子データで受け取れます。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531、年金加入者ダイヤルナビダイヤル ☎0570-003-004

相談

女性のくらし特別法律相談会

女性弁護士と女性相談員が一緒に考えます。
とき 令和6年1月22日(月)午後1時~1時50分・午後2時~2時50分・午後3時~3時50分(予約制) **ところ** 市役所別館・相談室B ※オンライン相談可 **対象** 市内に居住・通勤・通学する女性 **定員** いずれも1組(先着)



順) **申し込み** 1日(金)から市役所市民相談・人権啓発グループへ電話または直接。市申込フォームからも可

問い合わせ 市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011

労働

ひとり親家庭などのための就業支援講習会

「パソコン初級~ワードの基礎とエクセル3級講座」とき 令和6年1月13日~3月2日の土曜日(全8回) **ところ** ドーンセンター(大阪市中央区大手前/大阪メトロ谷町線「天満橋駅」下車) **受講料** 8,000円(教材費) ※別途検定料が必要 **定員** 20人(多数の場合は抽選) **申し込み** 大阪府立母子・父子福祉センターホームページから。または、往復はがきに講座名・郵便番号・住所・名前・年齢・職業・電話番号・志望動機・過去に当センターで受講した講座名・Wi-Fi環境の有無・保育希望者は2歳~未就学児の子どもの名前・年齢と返信面



4日(月)~10日(日)は人権週間

「世界人権宣言」は、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界のすべての国々すべての人々が達成すべき共通の基準として、第3回国際連合総会において採択されました。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、10日(日)を「人権デー」と定め啓発活動に取り組んでいます。市では、人権週間にあわせて9日(土)・10日(日)に市立公民館で「フェスタにんげんばんざい」、「人権を考える市民のつどい」(2・3ページ)を開催します。

【出張人権いろいろ相談】

様々な人権に関する相談に応じます。内容によっては専門機関の紹介も行います。
とき 9日(土)午後1時~4時(1組50分程度) **ところ** 市立公民館・集会室3

問い合わせ 市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011

【部落差別解消推進法を知っていますか?】

平成28年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。市では、人権週間事業などを通じて啓発に取り組んでいます。

10日(日)~16日(土)は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致問題は、日本の喫緊の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。拉致被害者の1日も早い帰国をめざし、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

また、北朝鮮による拉致被害者として政府に認定されている帰国した5人を含む17人のほかにも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、警察庁および警察本部のホームページに掲載しています。どんな些細な情報でもお寄せください。

問い合わせ 内閣官房拉致問題対策本部事務局 ☎03-3581-8898、黒山警察署 ☎362-1234

に郵便番号・住所・名前を書いて、〒537-0025 大阪市東成区中道一丁目3-59大阪府立母子・父子福祉センター内大阪府母子家庭等就業・自立支援センターも可。13日(水)必着。就職セミナーの受講が必須です

問い合わせ 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ☎06-6748-0263

安全

安全安心スクール特別編「防犯講演会」

とき 17日(日)午前10時～11時30分 **ところ** 市役所・第一会議室 **対象** 市内に居住・通勤・通学する人 **内容・講師** 「空き巣防犯対策と特殊詐欺対策」ALSOK総合警備保障(株)職員 **定員** 50人(先着順) **申し込み** 14日(日)休までに電話で市役所危機管理室。市申込フォームからも可



問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

1日(金)～31日(日)に歳末特別警戒を実施

歳末は事件や事故が多発する傾向にあります。特殊詐欺被害撲滅に向けた対策、子どもや女性をねらった犯罪や自動車関連犯罪、金融機関などへの強盗などの犯罪被害防止対策を強化し実施します。

問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234

年末の交通事故防止運動

年末にかけて交通事故が増加傾向にあります。交通ルールを守り交通事故を防ぎましょう。

《運動の重点》●交差点にお

ける交通事故防止 ●夕暮れ時と夜間の交通事故防止 ●飲酒運転の根絶 《スローガン》



ふるさと納税の返礼品提供事業者を募集しています

市では、「大阪狭山市ふるさと応援寄附金制度」を活用して市に寄附をいただいた市外の人に、返礼品やサービスを提供する事業者を随時募集しています。

返礼品としてふるさと納税ポータルサイトなどに商品が掲載されることで、店や商品のPRにもつながります。また、皆さんからの寄附金をまちづくりを生かすことで地域活性化につながります。検討の際は、市役所企画グループへ相談してください。 ※応募には一定の要件があり、受け付けできないことがあります。返礼品は、市内で生産・製造された品物や市内で提供するサービスに限りです

問い合わせ 企画グループ ☎349-8001



- あぶないよ いそぐきもちに しんこきゅう ●夕暮れの ライトは迷わず 早めから
 - 「なにで来た？」 乾杯前の 合言葉
- 問い合わせ** 黒山警察署 ☎362-1234、土木グループ ☎366-0011

歳末火災予防運動

24日(日)～31日(日)に「歳末火災予防運動」を実施します。期間中は消防車両でのパトロールを実施し、警戒を強めます。

ストーブは使用方法を間違えると、火災につながります。電気ストーブも同様です。危険と隣り合わせということを忘れず、安全に使用しましょう。

問い合わせ 堺市消防局予防査察課 ☎238-6005

募集

家庭児童相談員(会計年度任用職員)

任用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 **応募資格** 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保育士、社会福祉主事などの資格を持つ人 ※詳しくは募集要項を確認してください **募集人数** 2人程度

試験日 17日(日) **応募方法** 市役所子育て支援グループで配布する募集要項を確認し履歴書を、〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。14日(水)必着 ※募集要項、履歴書は市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 子育て支援グループ ☎366-0011

小・中学校講師登録

応募資格 小学校または中学校の教員免許状を持つ人 **登録方法** 履歴書と教員免許状の写しを、〒589-8501大阪狭山市役所学校教育グループへ郵送または直接

問い合わせ 学校教育グループ ☎366-0011

募金

歳末たすけあい募金にご協力を

1日(金)から「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに歳末たすけあい募金を行います。寄付金は、地域福祉活動を行っている団体などの事業費の一部に活用します。温かい善意をよろしくお願いします。

問い合わせ 大阪狭山地区募金会事務局(社会福祉協議会内) ☎367-1761

温室効果ガスの排出量を公表します

市では、「大阪狭山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、事務事業について環境配慮を徹底するとともに、公共施設で使用するエネルギー(電気やガス)、公用車で使用する燃料などの使用量を削減することで、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。計画では、平成25年度を基準年度とし、長期目標を令和12年度排出量39.8%削減、中間目標を令和6年度排出量25.7%削減に設定しています。

令和4年度の温室効果ガス排出量は、基準年度と比べて43.2%減少しました。なお、実際のエネルギー使用量による比較ができるよう、基準年度と同じ排出係数を用いて算出した場合の排出量も、基準年度と比べて15.0%減少しています。 ※令和3年度から水道事業施設が大阪広域水道企業団へ移管し、大阪狭山市消防本部が堺市消防局へ事務委託しました

今後も、引き続き地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。 ※排出係数とは、温室効果ガスを算出するために用いられる値です

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

